

本人に代わって財産と権利を守る

家族が認知症や障がいなどにより、財産管理や契約ができなくなってしまうたどうしますか。本人に代わって財産や権利を保護する成年後見制度について紹介します。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

また、不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまうなどの被害に遭う恐れもあります。

このような人を保護するために、支援者や家庭裁判所が選任した人などが成年後見人となり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

市では、この制度を必要とする人が必要な時に利用できるように支援するため、専門の相談窓口として成年後見支援センター（市役所議会議棟1階・高齢者福祉課内、☎20・1537）を設置しています。

なお、成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」

「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。手続きは成田公証役場で行うことができます。

法定後見制度

家庭裁判所に選任された成年後見人などが本人を支援する制度です。判断能力の程度や本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

本人のためにどのような保護・支援が必要となるかを判断して選任するため、親族のほか、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士など）が選ばれる場合があります。

手続きをするには、本人の住所を管轄する家庭裁判所で申し立てを行う必要があります。市が支援を行うことができます。

成年後見人などの役割

成年後見人などは本人の生活状況に配慮しながら保護・支援

を行います。しかし、成年後見人などが行えるのは、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られます。食事の世話や介護などは職務にはありません。

また、成年後見人などは、行った事務に関して家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見人などは、職務の対

成年後見人などへの報酬

成年後見人などは、職務の対

価として報酬を請求することができます。

報酬額は家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

ただし、経済的な理由により報酬を支払うことが困難な人は、市の報酬助成制度を利用できる場合があります。

※くわしくは、任意後見制度については成田公証役場（☎22・1035）、そのほかについては成年後見支援センター（☎20・1537）へ。

金銭管理などをお手伝いします 日常生活自立支援事業

福祉サービスの手続き、公共料金や家賃などの支払いを自分自身で行うことに不安がある人に対して、生活支援員が支援します。

また、通帳や印鑑などの管理が不安な場合は、預かり保全します。

対象＝市内在住で、高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な人

年会費＝3,600円（財産保全は別途3,000円）

利用料（1時間30分未満）＝1,000円（以降は30分ごとに500円加算。交通費は別途）

※くわしくは成田市社会福祉協議会（☎27-7755）へ。